

安全保障理事会決議 1884 (2009)

2009年8月27日、安全保障理事会第6183回会合にて採択

安全保障理事会は、

レバノンに関する全ての安保理の従前の決議、とりわけ決議 425 (1978)、426 (1978)、1559 (2004)、1680 (2006)、1701 (2006)、1773 (2007) および 1832 (2008) ならびにレバノンの情勢に関する安保理議長声明を想起し、

レバノン外務大臣から事務総長への 2009年7月4日の書簡において表明された、UNIFIL の職務権限を一年間の新たな期間、修正なしで延長するというレバノン政府の要請に答え、また、この延長を勧告する事務総長から安保理議長への 2009年8月6日の書簡 (S/2009/407) を歓迎し、

決議 1701 (2006) の全ての条項を完全に履行する安保理の公約を再確認し、そして同決議に描かれた永続的な停戦および長期的な解決の確保を援助する安保理の責任を認識し、

全ての関係当事者に対し、決議 1701 (2006) の全ての規定を履行するための取組を強化することを求め、

決議 1701 (2006) に関連した全ての違反、とりわけ 2009年8月6日の事務総長書簡で強調された最近の深刻な違反に深い懸念を表明し、レバノン政府および UNIFIL の武装要員、資産およびその他の兵器の自由地域をブルーラインとリタニ川との間に設置する重要性を強調し、この目的のために UNIFIL とレバノン国軍との間の更なる調整を奨励し、

全ての関係当事者に対し、ガジャールを通してを含む、全体としてのブルーラインを尊重することを求め、当事者に対し、ブルーラインを目に見えて目立たせるために、UNIFIL と更に調整することを奨励し、

国際連合および関連要員の安全に関する条約に含まれる関連原則を想起し、

UNIFIL の要員、特にその司令官の積極的な役割そして貢献を賞賛し、UNIFIL に貢献する加盟国に対し安保理の強い感謝の念を表明し、UNIFIL がその職務権限を遂行するため、随意に、あらゆる必要な手段および装備を有することの必要性を強調し、

領土全土にわたるレバノン政府の権威を行使するため政府を支援する国際部隊を展開するというレバノン政府からの要請を想起し、UNIFIL 部隊の活動の地域内でかつその能力の範囲内とみなされるあらゆる必要な行動をとるための、活動の地域内はいかなる種類の戦闘活動のために利用させずまた職務権限を果たすことを妨害する力を用いた手段による企てに抵抗するための、UNIFIL の権限を再確認し、

UNIFIL を含む全ての平和維持活動を緊密に再検討する事務総長の取組を歓迎し、安保理が平和維持の展開に対する厳格な戦略的取組を進める必要性を強調し

加盟国に対し、決議 1701 (2006) に一致して、レバノン国軍がその任務を遂行することを可能にするのに必要とされるようにレバノン国軍を支援することを求め、

レバノンにおける情勢は国際の平和および安全に対する脅威を構成すると認定し、

1. UNIFIL の現在の職務権限を、2010 年 8 月 31 日まで延長することを決定する。
2. レバノン国軍と共に展開する UNIFIL の積極的な役割が、レバノン南部で新たな戦略環境の構築を支援したことを賞賛し、UNIFIL とレバノン国軍間の調整された活動の拡大を歓迎し、この協力の更なる拡大を奨励する。
3. 全ての関与する当事者に対し、敵対行為の停止と全体のブルーラインを尊重し、国際連合および UNIFIL に完全に協力し、そして国際連合要員を危険にさらすいかなる一連の行動も避けることにより、および UNIFIL がその活動の領域内で完全な移動の自由を合意されていることを確保することを含め、UNIFIL と他の国際連合要員の安全を尊重する義務を徹底的に遵守することを強く求める。
4. 全ての当事者に対し、決議 1701 (2006) に描かれた永続的な停戦と長期間の解決を達成するために、安全保障理事会と事務総長に完全に協力することを求め、そしてこの点においてより大きな進展への必要性を強調する。
5. 性的搾取および虐待に関する事務総長のゼロ・トレランス政策を履行し、その要員を国際連合行動規範に完全に追従させることを確保する、UNIFIL によって行われている努力を歓迎し、兵力提供国に対し、自国の要員がかかる行為に関連した場合には、適切な調査および処罰を確保するため、事前予防策および懲戒行動を講じることを促す。
6. 事務総長に対し、4 か月ごとに、あるいは事務総長が適切と考えるいかなる時に、決議 1701 (2006) の履行に関し、安保理に報告し続けることを要請する。
7. これに関連して、UNIFIL の資産および資源が、その委託された任務を遂行するために最も適切に配置されるという、成功した平和維持活動の模範例に従って、来る数ヶ月以内に 2009 年 8 月 6 日の事務総長書簡において言及されたように確実にするための取組において、実行されるであろう部隊構成、資産および装備を含む UNIFIL の活動能力の再検討の結論を可及的速やかに受領することを歓迎する。
8. 1967 年 11 月 22 日の 242 (1967)、1973 年 10 月 22 日の 338 (1973) および 2003 年 11 月 19 日の 1515 (2003) の安保理決議を含む、全ての安保理の関連決議に基づき、中東における、包括的で、正当な且つ永続的平和を達成する重要性、そして必要性を強調する。

9. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。